

第 12 次横浜市消費生活審議会 第 2 回施策検討部会会議録	
日時	令和元年 7 月 19 日（金）14 時 58 分～17 時 00 分
開催場所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出席者	榎本委員、佐藤委員、城田委員、田中委員、長尾委員、星野委員、細川委員、村委員、望月委員 （オブザーバー） 横浜市消費生活総合センター大澤センター長、米津相談啓発第二課長、教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課遠藤首席指導主事、藤本主任指導主事
欠席者	—
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議題	議題(1) 会議録確認者の選出について 議題(2) 若年者の相談分析について 議題(3) 市立高校家庭科教員へのアンケート結果について 議題(4) その他
決定事項	○会議録確認者は長尾委員、星野委員とする。
	1 開会
田中部会長	<p>定刻前ではございますが全員お揃いですので、第 12 次横浜市消費生活審議会の施策検討部会第 2 回を開会させていただきます。</p> <p>本日は、部会委員総数 9 名中、全員が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第 2 条により会議開催の定足数に達しております。情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。本部会の会議録は、要約いたしますが、原則委員名とご発言内容が公表されることとなりますのでご承知おきください。</p> <p>さて、最初に前回部会以降、委員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。消費生活推進員中区代表の清水委員が任期満了で推進員を退任されました。そのため、後任として、消費生活推進員の港北区副区代表の望月委員が新たに委嘱されました。そして、本部会に所属していただくことになりました。それでは望月委員、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
望月委員	<p>皆様はじめまして、望月と申します。港北区の消費生活推進員をしております、今年の 4 月から務めさせていただいております。以前はサ</p>

<p>田中部会長</p>	<p>ラリーマンをしておりましたが、今は専業主夫のようなことをしております。消費生活者の一人として今回参加させていただいております。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。そして、本日はオブザーバーとして、4名の方に出席いただいておりますので、ご紹介いたします。公益財団法人横浜市消費者協会の事務局長兼総務課長で横浜市消費生活総合センターのセンター長を務めてらっしゃる大澤センター長に出席いただいております。さらに、同センターの相談啓発第二課長の米津さんにも出席いただいております。よろしくお願いします。続いて、教育委員会事務局より、お2人に来ていただいております。高校教育課の遠藤首席指導主事、同じく、高校教育課の藤本主任指導主事に出席していただいております。合計4名です。よろしくお願いします。</p>
	<p>2議題（1）会議録確認者の選出について</p>
<p>田中部会長</p>	<p>それでは、次第に則って進めてまいります。議題（1）「会議録確認者の選出について」に入ります。これは持ち回りなのですが今回は、長尾委員と星野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員了承 ～</p> <p>それでは、お願いいたします。</p>
	<p>2 議題（2）若年者の相談分析について</p>
<p>田中部会長</p>	<p>それでは、議題（2）「若年者の相談分析について」に入ります。第1回部会において、事務局から「若年者の消費生活相談の状況について」ご説明いただきましたがその際、細川委員を中心に追加の分析について、何点かご意見をいただきました。そのご意見に対する分析の結果について、事務局から資料2のご説明をしていただきます。なお、本部会では第1回から高校生を対象とした議論をしていますが、高校生を主な対象とした議論は今回までとし、次回以降は高校生以上を対象とした対策を議論していただきたいと思っておりますので、それを前提に事務局説明を聞いていただいて、議論をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは、事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>消費経済課長の津留と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ご説明に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、本体の次第があります一束でございますが、資料1として、名簿があります。資料2として、「若年者の相談分析について」という資料がございます。その次に、別紙1として、「平成28年度消費生活相談の動向」</p>

をつけています。そして、別紙2として、「特集 若者の消費者トラブルを防ぐには」という資料があります。資料3として、「市立高校家庭科教員へのアンケート結果について」という資料があります。メインの資料については以上でございます。その他、参考資料として一部印刷した物も含まれますが冊子をお配りしています。一つは、「社会への扉」というもので消費者庁が作成した資料です。クリップで留めていますが、教師用解説書もお付けしています。その下に「JUMP UP' 19」という冊子がありますが、こちらは神奈川県が作成した高校生向けの教材です。こちらにも「消費者教育サポートブック」という解説書をつけております。それから、カラー刷のものは横浜市で配布しているものですが「ぼくもわたしも消費者」、「みんなで目指そうカシコイ消費者」、「中学生もみんな消費者」というものの他に「困ったらすぐ相談」というパンフレットを準備しておりますので参考にお配りしております。資料がない方はいらっしゃらないでしょうか。

それでは、お手元の資料2「若年者の相談分析について」をご覧ください。第1回部会では、本市に寄せられた消費生活相談を元に若年者の相談分析を行い、「18歳、19歳に比べて、20歳は消費生活相談の件数が約2倍に増加する傾向があること」をご説明しました。その内容に関連するものとして、細川委員より3点ほど、「追加の分析ができると良いのではないか」というご意見をいただきましたので、それにつきまして、順にご説明いたします。

まず、資料2の1ページ目になりますが、「(1) 18歳、19歳の相談が少なく、20歳になると一気に相談が増える理由は何か？」というご意見をいただきました。この点につきましては、少し前のデータとなりますが、別紙1の「平成28年度 消費生活相談の動向」の分析結果を参考にお答えいたしますので、まずは別紙1をご覧くださいと思います。この分析は、平成28年度に寄せられた相談を元にしてしていますが、未成年者と20歳代の相談を比較しているものでありますため、前回部会でお示した分析と少し内容が変わってくる部分もありますが、その点については、お含みおきいただければと思います。それでは、30ページの表20をご覧ください。未成年者では、アダルトサイトやオンラインゲームなどネット関連の相談を中心に上位を占めている状況となっております。次に31ページ表21でございます。20歳代では「不動産賃借」「エステサービス」「インターネット接続回線」といったものが上位を占めていることから、実際に契約当事者として契約し、トラブルに遭う機会が増加していることが分かります。続きまして、32ページでございます。図25は、どのような販売方法で契約をしたかを表した図となっております。未成年者ではオレンジの斜線で示されている通信販売によるトラブルが約7割を占めていますが、20歳代では、通信販売の割合が減る一方で、店舗購入や訪問販売、マルチ・マルチまがいでトラブルが増えており、

未成年者に比べ消費活動の幅が広がっていることが分かります。続きまして、34 ページをご覧ください。図 28 は、支払方法の手段を表した図となっていますが、未成年者に比べ 20 歳代では「即時払」や「前払式」よりも、クレジットカード等を利用した「販売信用」の割合がやや高くなり「後払い」の利用者が増えることが分かります。続きまして、37 ページの表 23 をご覧ください。こちらの表では、販売方法・手口等の特徴を表していますが、未成年者は「ワンクリック請求」などのアダルトサイトに関連する料金の請求や「SNS」といった、インターネット取引に関連する内容が特徴の上位として挙がってきています。続きまして、38 ページの表 24 をご覧ください。20 歳代の販売方法・手口等の特徴としては、実際の契約行為の増加に絡み、借金やクレジット契約を強要される「クレ・サラ強要商法」や「長時間勧誘」といった、未成年には見られなかった、問題の多い勧誘に関する特徴が上位として挙がってくるということが分かります。それでは、お手数ですが資料 2 の 1 ページにお戻りいただければと思います。ただ今、ご説明した内容を踏まえ、(1) でいただいた分析のご意見については、「成人を迎えることで、親権者の同意なく自分の意思で契約できるようになり、契約の機会が増加することや年齢が増加するにつれて、行動範囲が広がるとともに消費活動の幅が広がることが要因の一つであると推察される。」という分析結果になります。前回、細川委員からご意見をいただいた際は、「そもそも事業者が未成年を狙っていないのか」あるいは「狙われて被害に遭ったとしても未成年者取消権により自己解決できているからセンターへの相談が少ないのか」といった仮定のお話しも出ていたかとは思いますが、この点につきましては、センターの相談からは分析できないのが現状となりますため、少し視点の違った結果となっておりますが、ご理解いただければと思います。続きまして資料 2 の 2 ページをご覧ください。「(2) 18 歳、19 歳の相談のうち、『親の同意がある契約』と『親の同意がない契約』に解決率等の違いはあるのか？」というご意見をいただきました。これは、親権者に同意を得ずに未成年が契約をした場合、未成年者取消権により契約の取消しをすることができることから、「未成年者取消権」の効力を図るためのご意見としていただいていたものだったかと思いません。こちらにつきましては、センターの相談記録に必ずしも「親権者の同意の有無」について記載がされていないわけではないため、統計的な数値を出すことができない内容となっております。これは、相談員が消費者から相談を受けた際に、相談情報を登録している、PIO-NET（パイオネット）というシステムの仕組みが関係しています。PIO-NET は統計を取るため、全国的に利用されているシステムで、相談員は相談内容の他に、あらかじめ指定されたキーワードを付与する決まりとなっております。未成年者の相談については、「同意の有無」に関するキーワードの指定がないため、いただいたご意見を分析するための統計的な数値を出すことがで

きないという状況にあります。その他、未成年者の相談に付与するキーワードとしては、「未成年者契約」というキーワードが設定されています。「未成年者契約」のキーワードは、「未成年の契約であることが問題となっている場合」に付与する決まりとなっています。2ページの真ん中ほどに参考2として、18歳、19歳の相談のうち、「未成年者契約」のキーワードが付与されている相談件数を記載しています。全相談件数に占める割合が年々増えていることがわかります。また、参考3として、「未成年者契約」のキーワードが付与されている相談事例を記載しています。内容は、親の同意を得ずにネット通販で購入した商品の返品に関する相談となっています。その他、ここに記載はしていませんが、「新聞」や「エステ」、「マルチ商法で購入した情報商材」などの相談にも「未成年者契約」のキーワードが付与されているという状況になっています。次に、参考4として、「未成年者契約」のキーワードが付与されていない相談事例を記載しています。内容は、電話番号が不明な海外のネット通販業者で購入した商品が届かない、という相談となっています。その他、こちらに記載はしていませんが、「有料サイト料金の架空請求」、「賃貸アパートを退去する際の原状回復費用」などの相談も含まれています。次に、「(3) 18歳、19歳と20歳の相談解決率に違いはあるのか?」という点についてですが、センターで受ける相談のうち、約9割は助言で終了しており、それらの相談についてはその後、解決できたかどうかまで把握ができていないため、統計的な数値として「解決率」を示すことは難しい状況となっています。続きまして、3ページをご覧ください。前回の部会の中では、「未成年者取消権」がどの程度、有効にはたっているのか、と言ったお話も出ていましたので、『「未成年者取消権」について、助言をした相談について』昨年度センターで受け付けた相談の分析を行いました。表1をご覧ください。18歳の相談のうち、43.1%、19歳の相談のうち、33.0%につきまして、「未成年者取消権」について助言をしています。しかし、現在は「未成年者取消権」により救済される可能性のある相談についても、成年年齢が引き下げられた後は、解決が困難になることが予想されます。続きまして、表2をご覧ください。「未成年者取消権」について助言をした166件の相談を販売形態ごとに示した表となっています。「店舗購入」や「通信販売」など、クーリング・オフができないといった、本来であれば契約の取消しが難しい契約の場合に、「未成年者取消権」について助言している割合が多くなっていることが分かります。続きまして、表3をご覧ください。「未成年者取消権」について助言をした166件の相談を契約した商品役務別に示した表となっています。「デジタルコンテンツ」や「健康食品、化粧品」の定期購入に関する相談が上位となっています。続きまして、4ページをご覧ください。参考5では、「未成年者取消権」により、解決できた相談事例を掲載していません。アの事例は、19歳の大学生が中学校時代の友人に呼び出され、業者

Aと転売ビジネスのノウハウを受けられるという、デジタルコンテンツの購入契約をしましたが、その契約について解約をしたいという相談です。契約期間は2年間で、登録料として1万円を支払うほか、コンテンツ利用料として毎月2万円を業者Aに支払う契約を交わしています。転売ビジネスの仕組みとしては、契約者が選択をした中国の商品を中国の輸入代行業者Bから購入するというものでした。しかし、代行業者Bは商品の発送をしないなど、約束が守られず、契約先の業者Aに対応を求めるも、応じてもらえないため、解約し返金を求めたいという内容のものでした。センターでは、契約当事者である相談者が未成年であったため、業者Aに対し「未成年者取消通知」を送付するよう助言しました。しかし、送付した通知が宛先不明で返送されたと相談者から報告があったため、センターから決済代行業者にその旨を連絡したところ、決済代行業者から業者Aに連絡をしてもらえることになり、その後、業者Aからセンターに連絡があり、契約の取消しと返金に応じるとの回答が得られ、後日返金を確認されという事例です。次にイの事例は、保護者からの相談で、未成年の息子がネット広告で「スターターキット 500円」と記載されていた化粧品を1度試してみようと思い購入したが、定期購入が条件の商品だと後からわかったので、解約をしたいという相談です。500円で購入した商品が届いた1週間後に同じ化粧品の通常サイズが届き、販売サイトに問合せ、再度広告を確認したら小さい文字で「4回以上の購入が必要である」商品だったことがわかった。申込時には気付かず、定期購入であると分かっていたら、申込みはしなかったので返品して解約したいという内容のものでした。センターでは、契約当事者である息子が親権者の同意を得ずに契約し、その契約金額がお小遣いの範囲を超えていると思われるのであれば、事業者に未成年者取消通知を送付するよう伝え、後日解約ができたとの報告を受け、相談を終了したという事例です。長くなりましたが、資料2についてのご説明は以上です。続きまして、別紙2をご覧ください。参考資料として、おつけしておりますもので、国民生活センターが発行している「国民生活6月号」に掲載された記事を添付しています。特集として、「若者に聞く！知りたい情報・伝わる情報」をテーマに座談会をした記事となっています。内容としては、「情報収集に紙媒体は使わない」ですとか、「詳しい長文よりも、簡潔な情報を見比べる」、「SNSなどについて、行政機関のアカウントは自らアクセスしない」、「消費生活センターに電話するのは最終手段でまずは自分で調べる」などと言った意見が交わされていたので、ご審議の際の参考にご覧いただければと思います。資料のご説明は以上です。

田中部会長

ただいまの説明についてのご質問や分析の結果から今後、必要と思われる対策へのご意見、アイデア等がありましたら自由にお問い合わせしたいと思います。

城田委員	<p>質問なのですが、資料2の2ページの一番下で「相談の約9割は、『助言』で終了」とあるのですが、例えば、4ページのアの事例では相談者にアドバイスをして、取消通知を本人に出させて、その結果、「お金が戻ってきました」という報告があったということですが、これは助言という枠組みになるのでしょうか？途中、センターと決済代行業者が話しをされている場面もあるようですが。</p>
事務局	<p>これは、斡旋解決という分類になります。</p>
城田委員	<p>センターが業者と話しをしたような場合は斡旋で、助言というのは、その場で助言をして終わりということで、それが約9割ということでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
細川委員	<p>こうやって見ると、PIO-NETって使いづらいですね。これは、横浜市の責任ではないのですが、消費者契約法を作る時もそうですがPIO-NET情報というのは、相談件数は多いですが法的な検索をしようとするとはほとんど使えないという問題があると思います。第一の問題として、法改正などに役立つ情報になるような情報収集をしていかなければならないと感じます。そういう意味で言うとPIO-NETを超えて、横浜市独自に相談があった時に情報収集するというのが可能なかどうかを後でお聞きしたいと思います。確か、東京都はPIO-NETの相談カードを使わずに独自のものを使っていてPIO-NET以外の独自のキーワードも設定しているようです。このようなことが、将来的にやるかやらないかは別として可能かどうかというのがありますし、相談しに来た人の情報しか分からない訳だから、高校生や大学生あるいは社会人になった人をランダムに選んで、今までの相談の経験やトラブルに遭った経験、その契約は親の承諾を得ていたか、その結果はどうなったのかを聞き、分析してもらった方が今後の施策を考える上で役立つのではないかと思います。ただ、非常におかしいと思うのが、民法改正が決まっていますが、そもそもこのような議論をした上で、18歳で成人になることがふさわしいかどうかを検討するはずで、法務省は別に18歳にしろとは言っておらず、十分に検討し国民の理解を得ることができたらなら、18歳が良いのではないかという話だったのに、国会でもほとんど議論しないで既成事実かのように18歳に決めちゃったような部分があって、今さらこういうことをやるというのは、本来はおかしな話だと思うのですが、被害者を出さないためには何らかの施策が必要なのでもし、横浜市独自でできることがあればやっていただきたいと思いますし、特定の期間を設けてセンターで相談を受けた際に若者の場合は、キーワードが設定されていないような部分も聞き取ってデータを取るなどといったことが考えられるかどうかお聞きしたいです。</p>

田中部会長	今お話しがあった中で、PIO-NETへ登録する以外に横浜市独自で情報管理をしているかどうか、という点はいかがでしょう。
事務局	やってはおりません。ただ、細川委員がおっしゃったようなアンケートにつきましても、市でもeアンケートやアンケート調査をやるようなこともありますので、やり方等については検討が必要かと思っておりますので内部で研究していきたいと思っております。
細川委員	独自にキーワードの設定ができるようにはなっていないのでしょうか？例えば、市内で流行っている商法についてのキーワードを独自にふるといったことはないのでしょくか？
センター	大きなことではないのですが、一つ、二つ独自のキーワードをふるような機能は持ち合わせています。現在、利用はしていません。
センター	独自の相談票を東京都のように別に作るのは、効率的に相談を受けるといふ面では難しいと思っております。
細川委員	アンケートはどうですか？
事務局	今後やり方等については、検討しなければいけないかなと思っております。
田中部会長	細川委員のご指摘は法改正に向けた議論がそもそも足りなかったのではないという根源的な議論を含んでいるところではあります、この場での議論では、成年年齢の引下げによって消費者被害が18歳まで拡大するのではないか。それに対策をするという視点で進めていってよろしいのですよね。
細川委員	はい。
田中部会長	根本的な部分についてのご報告だったものですから、ではどうしようかというものがまだ出ていないのですが。
細川委員	私もこの資料について、今日はどのような議論をしていくのかなというのは疑問に思ったのですが、一つ考えていただきたいのが、助言率が非常に多いというのが問題になっていて、横浜市の場合も9割ですよ。助言で消費者被害が救済されているから9割ということなら良いのですが、そうではなくて、面倒だから、やってられないからですとか、最近では消費者の自立といったことも言われていますが、9割の人たちがうまく権利回復ができていのかどうか、数が多いだけに非常に大きなポイントだと思います。残りの1割で斡旋解決できたことは、これだけセンターが役に立っていますと言



佐藤委員	<p>うのですが、大多数の9割はどうかというのが知りたいなと思いますし、助言なら助言で、もっと色々情報を聞いたらどうかという話も聞いたことがあるのですが、そうすると助言では済まなくなるという訳ですよ。散々聞きたいことを聞いた挙句、自分で処理しなさいとは言えなくなってしまいますからね。そのジレンマがあってもう少し考えていただけると良いなと思います。</p> <p>相談員さんにもいろんなタイプの方がいらっしゃって、「その後どうなったか教えてね」と言ってフォローされている相談員さんもいると聞いていますし、助言したらそれで終わりその後どうなったかわからないという方もいらっしゃると思いますが、もう一步踏み込んで「結果がわかったら教えてね」というように相談員さんを指導するようなことがあると、助言してどうなったかわからないというのではなく、もう少し結果として拾える部分があるのかなと思うのですが。その分、相談員さんにもかなり負担がかかると思いますし、仕組みとして作らなければいけないのだと思うのですがそうすれば、一步踏み込むことができるのではないかと思ったことがあります。</p>
センター	<p>基本的にはおっしゃるように、「どうなったかできれば教えてください」と伝えていますが、私どもの方からすべての案件について、追ってもう一度「どうなりましたか」と聞くことはできていません。また、逆に助言で終わらずに未成年者取消権だけでは解決できなさそうだと判断した際には、なるべく斡旋に入るようにという意識でやっております。</p>
村委員	<p>相談業務の在り方を議論することがメインではないと思うので、そちらに行ってしまうと今日何を議論するかが曖昧になってしまうと思黙っていたのですが、今の内容に関連して伺いたいというか意見と言いますか。相談に来て、どうにもならないだろうというものについては、そこで斡旋に入ってもらわないと困ると思うのですが、助言をして、自分でやってみてもらえれば解決できる可能性が高いものについては、助言で相当だろうと思うのですが、相手もいることですし、やってみないと分からないわけで、助言をして終わりでは少し冷たいかなと思うので、格差があって弱い方が困って相談に来られた場合は、助言をして「やってみてください。もし万が一上手くいかない場合は遠慮なく、もう一度相談してください」というのが私は普通かなと思います。そうすると、上手くいきましたという報告はないかもしれませんが、上手くいかなかった場合には「上手くいきませんでした」という報告が相談者からあるのではないかなと思います。そういう場合というのは、相談件数は1件の継続ではなく、2件になるのですか？</p>
センター	<p>1件です。まずはおっしゃっていただいたように、「未成年者取消権を主張してみてください。」と助言しますが、上手くいかない場合は、そこから斡</p>

<p>城田委員</p>	<p>旋になる場合もありますが、この場合でも相談件数としては1件として数えています。</p> <p>相談体制を議論する場ではないということはよくわかっているのですが、やはり未成年や19歳、20歳の子が「契約を取り消したい」と仮に言った場合に事業者がどのような対応をしているのかを知ることはすごく大事なことかなと思ひまして。電話かかってこないから取り消せたのだろうと考えるのか、それともさらに丸め込まれてしまったと考えるのか。そこって重要なところなのではないかなと思ひます。9割助言で終わっているということは、その9割の内数が分からず、本当の統計というのが取れないのですべての相談に対してできれば良いのですが、特に若い人達に関しては、単に大人と同じように助言して終わりにするのではなく、その先のことも把握をしていかないと部会での議論というのが実態に即したものにならないのかなと、すごくもったいないなと思ひます。</p>
<p>長尾委員</p>	<p>9割助言と言っているのは、未成年者だけのものでしょうか。それとも全体の相談の中で9割が助言ということなのでしょうか。</p>
<p>センター</p>	<p>相談全体の中です。</p>
<p>細川委員</p>	<p>この部会は、施策検討部会ですよね。先ほど、相談体制について議論する場ではないが、というご発言がありました。そうなんですか。そもそもミッションはなんでした。若者への普及啓発ですか？あるいは若者の被害未然防止ですか？被害防止であれば、若者に対する相談体制を議論したっていいと思うのですが、普及啓発ということでしたら相談体制の話をするのは別の機会の方が良いと思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>この部会の審議テーマとしましては、「若年者の消費者教育の推進」となっています。</p>
<p>田中部会長</p>	<p>一応、消費生活審議会の本会議でテーマを決めまして「若年者の消費者教育の推進」となっています。特に、成年年齢の引下げを踏まえて、その層を中心とした若年者の消費者被害を防止するための消費者教育の在り方ということで、その施策を検討する部会です。第1回の議論で、そもそも成年年齢の引下げと若年者への被害拡大はイコールなのかという根本的な議論を細川委員を中心にされたのでその部分について、事務局の方で調べていただいて、やはりそうなんだというところで報告いただいたという、そのような流れになっているわけです。ですので、その報告を受けてそれについて質疑していると消費者教育の各論の話しに入らないので、どのように進めようかなと思ったのですが。前回、教育委員会からも参加いただいて高校における</p>

	<p>現状の消費者教育の姿をお話しいただきました。それを発展していくというのが今日の本題なのかなと。それから、別紙2の国民生活センターの特集記事では、紙は見ない、行政情報にアクセスしない、ネットですべて見る、と若者は言うておりますが、ではどういった対策が有効かという点でご意見をいただければと思います。</p>
村委員	<p>参考にいただいた冊子類はどのように使われているのでしょうか。要は現に行われていることについては、重ねてやる必要はないのでどのように活用されているのかを教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>まず、消費者庁が作っている教材「社会への扉」につきましては、平成28年度頃から教育委員会の方でも取り扱っているのですが、今年度から全生徒に行き渡るような形で配布をしている状況です。神奈川県が作っている「JUMP UP」につきましては、2年生全員を対象に配ろうかということで7月から順次配布していこうということで取り掛かったばかりです。それから、「ぼくもわたしも消費者」や「カシコイ消費者」は小学生向けに配布しています。また、「カシコイ消費者」と「中学生もみんな消費者」につきましては、中学校に配布をしています。「困ったらすぐ相談」というものにつきましては、大学に入学してすぐの学生を念頭において4月頃に配布しているものです。</p>
田中部会長	<p>もう少し具体的に、どこでどう配っているか説明はできますか。市立中学全生徒に配布しているのですか。</p>
事務局長	<p>具体的な数字については持ち合わせていませんが、小学校の教材につきましては、年度当初を念頭に置きまして、3月くらいから小学校向けに1冊ずつ配って先生方に見ていただき、ご覧になった先生が授業で使いたいという希望があれば、連絡をいただき必要部数をお送りするという状況です。中学校も同じで、各校に1部ずつお配りし授業で使用したいというお声があればお送りするといった活用をしています。</p>
佐藤委員	<p>どこの学校で何冊というのはわからないのでしょうか。</p>
事務局	<p>すいません。数は現時点ではわかりません。</p>
田中部会長	<p>数は良いのですが、全生徒分配りたいと言ったようなオファーはありましたか。</p>
事務局	<p>恐らく、全校分ということではなくその先生が受け持っているクラス分とかそういう単位ではありますが、そんなに大量のご要望ではないと思いま</p>

	す。
田中部会長	それでは、いくつか引き合いがあったというくらいでしょうか。
事務局	担当に確認をしてきててもよろしいでしょうか。
田中部会長	村先生のご質問の意図はそのようなことでしょうか。
村委員	そういうこともありますし、例えば、「社会への扉」は生徒全体に行き渡るように配ったということでしたが、配ったとは言わないですね。
田中部会長	生徒全体というのは市立高校ですね。
事務局	はい。そうです。
村委員	配りっぱなしなのでしょうか。後は教師用解説書と生徒用とありますよね。市立高校の生徒全員にこれを配って、消費者教育をやりましたとは言えないのではと思うのですが。
事務局	「社会への扉」ですが現在、市立高校の10校中5校については授業で使用しているという状況です。
事務局	渡しっぱなしのところだけではないということですか。
細川委員	情報というのは、必要な人が必要な時に手に入れられるというのが一番ですよね。何もないときに配られても関心を持たないわけで、もらう側もいろいろなチラシを配られても関心がなければ捨ててしまうでしょうけど、自分が家を探している時に関係のあるチラシを見ればあれ？と思うわけで。そういう意味では、相談と啓発をわけるという考えもどうかと前から思っていて、せっかくセンターに電話なりしてくれたのであれば、その時が一番良い消費者教育の機会だと思うんですね。なので、そういう仕組みもあると良いと思います。不特定多数の人にばらまくものだけが教育だとは思わないので、具体的に困っている人に役に立つような資料や情報を与えることで、助言で済む部分もあるでしょうし、そのあたりの仕組み作りがあっても良いと思います。後は、村委員がおっしゃったように、配って終わりではね。今はどこに行ったって資料はいくらでも出てきますよね。それは、実効性はどうかというのが一番知りたいところで、誰に聞いても「さあ？」という感じでもどかしいですね。そのあたりの利用について分析をするとか、あとは教師用の教材があるように、配って終わりではなく、それを活用する人を育てていかないといけないので、パンフレットを作ったら1度、使い方や中

	<p>身に関する研修をしてもいいと思います。「社会への扉」も配っているだけなのででしょうか。</p>
星野委員	<p>先ほど、5校で授業はやっていたということなので、使われてはいるということですよ。</p>
事務局	<p>はい。授業の中でテキストとして使っているのが5校くらいあるという状況です。</p>
細川委員	<p>何校中ですか。</p>
事務局	<p>10校中です。</p>
長尾委員	<p>生徒用に配っているということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
田中部会長	<p>よその自治体なのですが、東京都消費生活対策審議会でも「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」というテーマで検討しているようです。中間まとめが今年の5月に出ているようでそれを見ると、今後の取組の方向性として「学校教育における消費者教育の推進」が1つ柱としてあって、そこで述べられているのは、「教材の充実」と「教員への研修」があがっています。2つ目の柱としては「注意喚起・情報発信」というのがあります。誰でも思いつくと言っては語弊がありますが、教材の充実や研修、注意喚起・情報発信の他に何かいいアイデアを追加できればという議論ができるといいのですが。先ほどの議論では、教材については、活用されているような、いないような状況があるということが分かってきました。</p>
細川委員	<p>消費者教育にはいろいろな分野があるので、もう少し整理し柱があって、現状どうなっていてここで何を議論していくのかという点を出していただいた方が良くはないかと思います。消費者教育でもまずは悪徳商法に騙されない教育というのが一つあるし、もう一つはかしこい消費者、かしこい選択、あるいは生活設計、人生設計というものを含めた教育もあるでしょうし、他には消費者の責任について環境教育や消費者市民といわれるような教育もあると思います。そのような中身を議論しないで何やりましょうといってもコンセンサスをもって議論していかないと深まらないような気がします。</p>
佐藤委員	<p>どうしても中学生や高校生というふうに限定してしましますが、事業者の</p>

<p>田中部会長</p> <p>佐藤委員</p> <p>田中部会長</p>	<p>立場で言わせていただきますと、高卒で就職する方の教育も若年者の消費者教育に含まれると思います。例えば製造会社、特に自動車会社はそうなのかもしれませんが、高卒で工場に入ってこられた方の新入社員研修の一環で、悪質商法に騙されないというテーマのコマを設けていると聞いたこともあります。この議論の中に入れていくの分かりませんが、18歳から社会に出ていく人に対する教育となれば、企業にお願いをするなり協力を得ていくという施策も必要ではないかと思います。ただ、格差がありまして「新入社員には営業を教えるのが精いっぱい」というところと、必ず1時間は時間をとって、「社会人になったのだから一人で稼いでいくようになるけど、世の中には危ないこともある」といったような話をする企業もあります。某生命保険会社行った時は、半日ほど時間を使って全国相談員協会から講師を招いて、グループワーキングみたいなのをして「かしこい消費者になろう」といった研修をしていました。若年で社会に出られた方への教育も必要ではないかと思います。</p> <p>佐藤委員がおっしゃったように、当然高校を出た後の方への教育も必要だと思います。今、高校生に絞って議論しているのは、18歳に成年年齢が引き下げられるのが迫っているので、高校生への対応が急務だということで優先的に議論しているにすぎませんので、この議論については、一先ず今日で一区切りしようというのが事務局サイドの構想だったようです。</p> <p>そうでしたね。失礼いたしました。</p> <p>それでは議題（3）については、市立高校への家庭科教員へのアンケート結果についてご報告していただいた上で、あわせて議論していきましょう。</p>
	<p>2 議題（3）市立高校家庭科教員へのアンケート結果について</p>
<p>田中部会長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>市立高校の家庭科教員向けにアンケートを取らせていただきましたので、そちらの結果について、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。先ほど、10校と申し上げましたが正確には、9校10課程ですので、市立高校9校の家庭科教員を対象に、家庭科における消費者教育に関するアンケート調査を実施しております。消費者教育の現状や課題など、アンケートから読み取れる情報を元に、効果的な教材や消費者教育の方法等について、ご審議の参考にしていただければと思います。アンケート項目は、大きく分けて5つございます。「1. 現在、行っている消費者教育に関する授業について」、「2. 家庭科の授業における、講師派遣や講座の利用状況について」、「3. 学習教材について」、「4. 消費者教育の現状認識や課題等について」、「5. 消費者行政への要望・意見について」となっています。それでは、1ページ</p>

をご覧ください。この項目は、「現在、行っている消費者教育に関する授業について」の設問となっています。「1-1. 家庭科の授業で消費者教育分野を教える時期」については、「2学年の4月～5月」、「1学年の2月～3月頃」、「2学年の10月～3月」の回答が多く、ほとんどの高校で、18歳になる前に消費者教育分野に関する授業を実施していることが分かります。次に「1-2. 家庭科における、消費生活分野の授業に対する生徒の興味・関心」については、半数が「他の分野と比べて、興味・関心は特に変わらない」とした一方、6人が「他の分野と比べて、興味・関心が高い」と回答をしている結果となりました。続きまして、2ページをご覧ください。「1-3. 家庭科で、消費生活分野を扱う授業の時間数」については、半数が「5時間未満」と回答する一方、次に多い回答が「8時間」となっており、学校によって状況が異なることが分かります。続きまして、「1-4. 家庭科における、消費生活分野の授業で使用している教材」については、「プリント」、「教科書」、「映像教材」の使用については、ほとんどの方が利用していると回答しています。また、「その他」として、「『クレジットカードの申込書』を使用している」という回答もありました。続きまして、3ページをご覧ください。「1-5. 家庭科の授業以外で、消費者教育に関して取り組んでいること」については、「校内へのポスター等の掲示」という回答が一番多く、それ以外の回答も含めると、8割の方が何らかの取組を行っているという回答をしています。また、「その他」として、「他の教科で取り入れてもらっている」という回答がありました。続きまして、4ページをご覧ください。この項目は、「家庭科の授業における、講師派遣や講座の利用状況について」の設問となっています。「2-1. 市、企業、団体等の講座等の利用状況」については、半数が「利用したことがない」と回答しています。「その他」については、授業での利用ではなく、昨年度、センターが講師を務めました、高校教員向けの講座への参加について回答したものとなっています。純粹に、授業で講師派遣を利用したことがある方は「その他企業や団体等の講座を利用したことがある」と回答した6人という結果となりました。続きまして「2-2. では、2-1. で「講座等を利用したことがある」と答えた方に伺ったものですが、「利用した講座の主体や内容を知ったきっかけ」について「その他企業や団体等の講座を利用したことがある」と回答した方は、「同僚、知人等に聞いた」や「インターネットで調べた」と回答し、「その他」として、「学校に講座のお知らせが届いた」という回答がありました。続きまして、5ページをご覧ください。「2-3. では、2-1. で「講座等を利用したことがある」と答えた方に伺ったもので、「利用した講座の内容」につきましても、講座の内容は不明ですが、「公益財団法人 生命保険文化センター」や「金融広報委員会からファイナンシャルプランに関することや赤字家計の再生に関することを話してもらった」といった回答がありました。続きまして、「2-4. では、2-1. で「講座等を利用したことがない」と回答した理由」についての設問となっています。講座を利用したことがないと回答した方のうち、半数が「講座等

にあてる授業時間数の確保が難しい」と回答し、「その他」として「初任のためまだ、利用したことがない」や「3部制のため授業で取り入れるのは難しい」という回答がありました。続きまして、6ページをご覧ください。この項目は、「学習教材について」の設問となっています。「3-1. 今後、授業で使用したい教材」については、「DVD等映像の教材」については、ほとんどの方が回答をしたほか、次いで「ボードゲーム等グループで使える教材」と回答した人が多いという結果となりました。また、「その他」として、「リスクな心理傾向を知るためのグループワーク」という回答もありました。続いて、7ページをご覧ください。「3-2. 消費者教育に関する教材で希望するテーマ」については、「スマートフォン、インターネットに関するトラブル」と回答した人が一番多く、次いで「消費生活に関する法律と行政の役割等」、「契約とは何か」、「食品や製品の安全と表示について」、「多重債務・家計管理」と回答した人が多い結果となりました。また、「その他」として、「自分の収入に見合った、身の丈に合った暮らしと消費を考えさせる授業」という回答もありました。また、参考として、一番回答の多かった「スマートフォン、インターネットに関するトラブル」に関連して、「個人間売買により加害者となるリスク」があるといった危険性もありますので、ご紹介をさせていただきます。国民生活センターの報道資料によりますと、インターネット上で個人同士が商品や役務を取引できるフリーマーケットサービスの利用が消費者の間で広がっている状況があります。全国のセンターに寄せられる相談を見ると、商品を購入した消費者から「商品が届かない」、「壊れた商品や偽物が届いた」等の相談が寄せられています。一方、奈良県警によりますと、2017年にフリマサービスでコンピューターウィルスの入手方法に関する情報を出品していたとして、中学2年生の男子生徒を児童相談所に通告し、この中学生から情報を購入していた少年4人も、あわせて書類送検されるという事件が発生しています。このように、個人間売買という手法が増えていく中、化粧品や医薬品など、出品する商品の内容によっては、知らぬ間に加害者になってしまうというリスクも潜んでおり、このような内容についても同時に啓発していく必要があると考えています。続きまして、8ページをご覧ください。この項目は、「消費者教育の現状認識や課題等について」の設問となっています。「4-1. 生徒の消費者被害の把握方法について」は「特に相談窓口を設けていない」と回答した人がほとんどで「その他」として、「授業で知ることが多い」という回答がありました。次に「4-2. 消費者教育の必要性と現状について」は、「授業時間等余裕がなく対応が難しい」という回答が半数以上ありました。次いで、「授業手法の工夫が必要だと思う」、「教員のスキルアップを図る必要があると思う」という回答が多くありました。また、「その他」として、「今よりも時間が欲しいが、なかなか取れない」、「家庭科の内容は豊富でなかなか消費者教育の確保が厳しい現状がある」という回答がありました。続きまして、9ページをご覧ください。「4-3. 成年年齢の引下げを踏まえた消費者教育推進の課題」について



	<p>は、「家庭科の授業だけでは不十分である」と回答した人が多い結果となっています。次いで「教員もスキルアップを図る必要がある」という回答が多くありました。また「その他」として、「クレジットカードの多重債務は実感がわからない」ですとか「これまでも成人後の生活を意識させ授業を行ってきたが、高校在学中に成人となり、責任が生まれることを十分意識させていきたいと考える」といった回答がありました。最後に、10ページをご覧ください。この項目は、「消費者行政への要望・意見について」の設問となっています。「教材や情報に関するご意見」として、「キャッシュレス化への対応に関する資料・情報がほしい」というご意見や「クレジットカードの仕組みや利用上の注意、落とし穴がまとまったDVDがあると嬉しい」という回答がありました。家庭科教員へのアンケート結果に関する資料のご説明は以上です。</p>
田中部会長	<p>それでは、残りの時間は若年者への消費者教育ということですが、そこに学校教育が含まれ、高校生を対象としたという前提がありますから、高校教育における消費者教育の在り方というところに絞って、提言をいただきたいと思います。ちなみに、前回は教育委員会からも参加いただいて市立金沢高校の家庭科の先生からお話しいただきました。だいたい70時間の家庭科のうち、6～8時間を消費者教育にかけているというお話しでした。消費者教育分野の生徒の関心はあまり高いとは言えないというのが、前回のお話しでは出ていましたがこのアンケートを見るとそうではなくて、生徒の関心は変わらないか、高いという結果が出ています。一方、消費者教育に割いている時間が5時間未満というところもたくさんあるようで、このあたりはどういうことなのだろうと思う部分もあります。議論の皮切りに私見ですが、あくまでも家庭科でやると言うのであれば、時間を少し増やしたらどうなのだろうとか、増やせないと言うのであれば、割り振りをもう少し増やせないだろうかですとか。前回いただいた資料では年間指導計画の例を配っていただいている、70時間のうち、消費者教育は8時間なのですが調理実習等を行う食生活の管理と健康は18時間あります。ミシンの基本的操作などを学ぶ衣生活の管理と健康は12時間あります。これってバランス悪くないのかなと私見的には思いますが、ミシンのかけ方よりも消費者教育の方が大事なのではないかと。これはあくまで議論の皮切りとしての私見です。というようなことも踏まえまして皆さんご意見いかがでしょうか。村委員いかがでしょうか。</p>
村委員	<p>それは、文科省の指導要領に関する話なのでここで議論できることなのではないかと。</p>
田中部会長	<p>時間を自主的にちょっと足すくらいならできないでしょうか。</p>

村委員	指導要領でがちがちに決まっているものを時間配分しているわけですよね。どうなのでしょう。
田中部会長	余分に1時間、2時間やるのも無理なのではないでしょうか。
村委員	他の科目でもぎちぎちですし、ここで議論して高校でどうにかなる問題では私はないように思うのですが。あまり実現性がない議論を空中戦のようにここでしても意味がないと思うので可能性がちょっとでもあるのであれば、実質的な議論をしてもいいと思いますが。そこはどこまで踏み込めるのでしょうか。
田中部会長	例えば、授業時間の割り振りまで厳密に指導要領で決められているのであれば、アンケートで消費生活分野を扱う授業時間数に違いがあること自体おかしいと思うのですが、その程度の裁量は現場にあるということなのではないでしょうか。
教育委員会	まず、70時間という部分ですが、いわゆる1単位時間、週に1時間の授業が年間で35週行われていて、そしてそれが週に2回授業が行われているということなので、トータル年間で70時間ということになります。これは、家庭基礎という科目を実施しているということで、家庭基礎の中にはさまざまな分野がありまして、学校の生徒の実態に合わせて、ある程度の項目、単元や題材の割り振りをすることは可能です。ですので、8時間の学校もあれば5時間の学校もあるという状況になっています。ご意見のあったように70時間を超えて授業を設定するという事は、学校の時間割や行事、学校生活の活動を考えると現状としては難しい状況です。あくまでこれは、家庭科だけで考えればと言うことになります。
田中部会長	ありがとうございます。割り振りはいいそうです。
細川委員	ちなみに、家庭総合をやっている市立高校はあるのでしょうか。
教育委員会	家庭総合は、戸塚高校の定時制で実施しています。
細川委員	そうすると、2倍になりますよね。
教育委員会	そうですね。4単位になります。
細川委員	定時制だけですか。
教育委員会	はい。定時制の3年生と4年生になります。

細川委員	我々の時代では、男子は技術、女子は家庭科という分けがありました、今はないんですね。
教育委員会	はい。男女共修です。
細川委員	確かに、カリキュラムに至る話をこの部会でするのは、すごく抵抗のある話だと思いますし、そんなに簡単な話ではないと思います。むしろ消費者教育支援センターがあるように、消費者行政が教育行政に上手くやれるようにといったサポート体制を議論するというのは良いことだと思います。そういう意味では、アンケート結果を見るといろいろ気づくことがあって、例えば講師を呼ぶという点ではそのような仕組みについて「知らなかった」という方がいたり、「こういう教材があったら良い」とかですね、「学校内で生徒の相談窓口はない」とか出ているわけですから、そういうところで消費者行政としてできることを議論しアイデアが出ると良いかなと思いました。
村委員	高校で家庭科の授業を持つ先生方がどのような方たちなのかということを知らずに議論してもしょうがないと思うんですね。私、家庭科の教科書の編集委員の仕事をしているのですが、高校で家庭科の教員をしている方たちの状況がどうなのかという話も聞いています。高校の家庭科の先生たちは、例えば、食物専門、被服専門などそれぞれご専門があって大学でご専門の勉強をされて家庭科の教員になってらっしゃいます。ですから、家庭科を持っているからと言って、消費者問題や契約に詳しいとは限らないし、どのような被害が起こっているのかという話をするのが難しい方も多い印象がありますので、時間を増やせば良いというレベルではいいと思います。ですので、そういう先生方に少しでも現状をお伝えし、底上げをしていくことと、消費者問題のご専門でない方がしっかりと授業をできるようなバックアップの体制を教材でも良いでしょうし、ゲストスピーカーのような形で支援していくのも良いでしょうし、そういう仕組みは言い古されていますし、かつて神奈川県も熱心に取り組んでいましたが、いろいろ余裕がなくなって細くなってきたところもありますが、そういうところを横浜市で可能な範囲で準備をし、高校の先生にお伝えしていくというのが平凡ではありますが、現実的ではないかと思います。高校の家庭科の先生だから、消費者問題に関するスキルがあるだろうという前提で話を進めてしまっは大間違いになってしまいます。あともう一つは、高校の家庭科の教科書を作っているときに先生方に言われるのは、先ほど、調理実習だとかミシンだとかに関連する時間が長いというご指摘がありましたが、生徒に一番人気があり、喜ぶんだそうです。そうすると生徒が喜んで食いついてくるので時間が長くなるようなことがあるそうです。消費生活の分野は食いつきが良くないそうで、まあ、楽しい内容ではないですからね。調理実習やっておいしいものを食べられる方がはるかに楽しいので、そういうようなこともあって現状があるのだと思

田中部会長	<p>います。こういった現状も踏まえて何が良いのか考えないと、頭でっかちなうわつらの議論をしているみたいになってしまうので。</p> <p>これも私見なのですが、私はそもそもなぜ家庭科なのだろうかと思っていて、自分が知っている高校の先生方は県立高校の先生方が多いのですが、その関わりの中では、消費生活分野は社会科ではないかなと思うんですよね。すごく魅力的な授業をしそうな人が何人か思い浮かぶのですが、学習指導要領では家庭科に割り当てられているということで、それは議論しても仕方ないと思って私も家庭科での教育として議論しているのですが。また、村委員のおっしゃることももちろん大事で、ご意見をまとめると「教材」、「研修」、「外部講師」の活用といったあたりでしょうか。</p>
村先生	<p>当面的にはそうですね。</p>
田中部会長	<p>それだと、普通ですよ。何かおもしろいことないですかね。</p>
星野委員	<p>前々から思っていたのですが、興味関心を持つ生徒も中にはいると思うんですよね。これまでは全員を助けようと言う発想だと思うのですが、そうではなく、興味関心を持っている生徒を上手く誘導して育ててインフルエンサーになってもらうという仕組みを一つ設けられないかなと思っています。高校生、中学生に例えばジュニア相談員みたいなものを市で認定してあげて継続的に褒めて教育して、情報提供して周りの友達に発信していってもらうと。先ほど、別紙2の国民生活センターの記事にもありましたように、お上からの話であるとか上からの話は一切聞かないという内容も出ていましたが、多分、友達からの話は聞くとと思うんですよね。いち早くトラブルを耳にするのが友達だったりもすると思うので、同世代に上手く人材をちりばめておけば被害の防止、救済というところに繋がりやすいのではないかなと思います。</p>
田中部会長	<p>具体的にどうしましょう。</p>
星野委員	<p>もし制度が作れるのであれば、大人検定みたいな、かしこい消費者検定のようなものを作って、そんなにハードルは高くせず合格させてあげると、人は期待されるとやりたくなる部分もあるので、認定されたということが自信になりアクティブな学びに繋がるのではないかと思います。そういう子がたくさんできればいろんなところで防波堤になってくれるのではなかなと思います。</p>
細川委員	<p>アンケートの回答は9校の家庭科の先生20名ということですが、20名だけアンケートの回答があったのか、そもそも20名しかいないのかどちらで</p>

	<p>しょうか。</p>
教育委員会	<p>家庭科教員は20名以上はおりますが、アンケートの回答はおよそ9割の先生が回答しています。</p>
細川委員	<p>これだけの大規模な市の9つの高校でも家庭科の先生が20名ちょっとしかいないという実情があるわけですね。しかも先ほどお話しがあったように必ずしも消費生活分野に関する知識がある方とは限らないわけですね。部会長がおっしゃった社会科ですが、こちらも契約に関してよく理解されていない方がいるような気がします。日本の社会科の先生で法学部や経済学部を出ている先生って少ないようです。だいたい、日本史や世界史、地理が多いようです。ですので、社会科なら消費生活分野に強いというわけではないと思うんですよね。なかなか消費者教育って大変だと感じますよね。</p>
田中部会長	<p>逆に20名くらいしかいらっしゃらないのであれば、研修は簡単かもしれませんね。研修に力を入れますか。</p>
城田委員	<p>長期的な意味での消費者教育と2022年に向けた短期的な消費者教育を考える必要があるのではと思います。長期的な消費者教育でいうと先ほど部会長がおっしゃったような話になっていくと思うのですが、とにかく2022年が問題だということでそこに目標を定めて20名ほどの先生方にすぐ使えるノウハウや子供たちが興味を持つような教材ですとかそのようなものを提供して先生方が2022年をめがけて取り組んでいければ盛り上がりにもなるし、横浜市が注目されるニュースソースにもなり面白いのかなと思うので、短期的な視点で盛り上げましょうというのも良いかなと思いました。また、そこで土俵ができるとその先の長期的な消費者教育をどうしていくかというヒントにもなると思います。</p>
星野委員	<p>市立の学校は9校だと思うのですが、市内にある学校のほとんどが県立高校ですね。なので、市立高校だけを相手にすると市民という範囲での被害はほとんどカバーできないのではないかと思います。</p>
田中部会長	<p>事務局に代わって言いますが、県立高校に直接どうこうって言えないんですよ。ただ、策を講じたら県にも協調を呼びかけることは当然するべきだと思います。一緒にやろうと。</p>
村委員	<p>横浜市が市立高校に向けて取組をして実績をあげれば、県も他のところも真似てくると思います。いきなり権限を越えて無理なことをすると玉砕してしまうので、手堅いところからきちんと始めるといことが私は大事だと思います。それから今まで学校教育で言うと、教員の研修や教材、外部講師の</p>

	<p>活用は繰り返し対策として出てきています。10年前でも20年前でも同じことが言われていて、それはなぜかという一向に上手くいかないからなんですよね。実効性があることが一つでもできて定着していけば、繰り返し言われることはないので、建前では言われているけど一つも上手くいってないんですよね。それがなぜなのか、どこをどうすればというのが本当は大切なのですが、なかなかそこが分からないというところがあります。総論を言っているだけではどうにもならないと正直思います。なぜ上手くいかないのだと思いますか。</p>
事務局	<p>教材の充実とか、教員への研修や外部講師の活用とかの話ですよね。</p>
星野委員	<p>検証する仕組みが単純にないからではないでしょうか。</p>
村委員	<p>そうですね。行政にその仕組みがないんですよね。</p>
星野委員	<p>配って終わりで何をKPIにしているのか分からないですし、前回の施策部会でもツイッターの紹介がありましたがフォロワーが多くはないようですし、ちゃんと検証して何がダメなのか次にどう生かすかというサイクルが上手くできていないので、リクエストした数字も上手く取れないですし。リクエストした質問の内容って、これまでの10年、20年でも一度や二度以上、話題になったであろう話で、それでもその数字が今のシステムでも取れないというのは、検証していこうという姿勢がないのかなと思えてしまいますよね。</p>
村委員	<p>今の指摘はすごく大事で検証して改善していくシステムを作らないと、どんな提言をしても年度で途切れてしまっていて続かないと思います。行政が一番苦手とする部分だと思いますが。</p>
田中部会長	<p>検証というのは、やろうとしたことをやったかどうかの検証ですが、それとも成果が上がったかどうかの検証ですか。</p>
村委員	<p>それは、進捗によると思います。浸透度が高くなれば、どれくらいの成果が上がったかどうかを取れるようになると思うのですが、今の段階では多分そこまでは無理ですよね。</p>
田中部会長	<p>そうすると、まずはやったかどうかですかね。</p>
村委員	<p>そうですね。あとは、教員に対する研修の場合だと参加率がどうなのか、参加率が悪いのであればどうしてなのか、参加をした結果どういう効果があり、先生方が現場でどのようにフィードバックしているのか、せいぜいこの</p>

	<p>くらいであれば検証はできるのではないのでしょうか。しかし、従来はこのようなきめ細かい研修をやってきていないのだと思います。検証した上で、次年度はどこをどう改善していけば良いのかなどができていないのではないかと思います。去年はこういう研修をやりました、何人参加しました、で終わっているのだと思います。少なくとも私が審議会委員を務めている間の状況です。横浜市はそんなに経験ないから良く分からないのですが。</p> <p>教育大付属だと様々な実験をしていて、例えば、Aクラスにはこの冊子を配るけど、Bクラスには配らない。その結果、トラブルが起こった時にどの程度違いが出るかなど。恐らく入学する際に、実験をすることへの同意を得ているのだと思いますが。もちろん検証だっているいろいろなやり方があると思いますが、昔、国民生活センターが独法改革でつぶされそうになった時に私はいたので、国センの政策評価を出せと言われてまして30億の予算を使ってそれ以上に国民に貢献をしているのかを検証しろと言われてました。いろいろやりましたがなかなか難しいんですよ。道路一本作ればその分、渋滞が減ってベネフィットがあるというような単純なものではないので。消費生活相談については、確か一度、センターが斡旋に入ったことでどのくらい被害が救済されたかという検証がされてましたよね。それ以上に啓発の効果を量的に図るとするのは非常に難しいですよ。難しいからやらなくて良いということではないと思いますが。審議会もその場、その場で委員は変わってしまいますし、横浜市だけではないですが、継続的に検証していく仕組みはほぼどこにもないですよ。あと問題なのは、ベースが同じではないので。火災が増えている、減っているということではなく、スマホは出てくる新しい手口が出てくるで、20年前に比べて相談件数が倍になっているのは行政がだらしないのかということではないですよ。絶えず時代が動き、土台が動く中での検証は消費者行政としては、非常に難しい部分ですよ。</p>
細川委員	<p>教育大付属だと様々な実験をしていて、例えば、Aクラスにはこの冊子を配るけど、Bクラスには配らない。その結果、トラブルが起こった時にどの程度違いが出るかなど。恐らく入学する際に、実験をすることへの同意を得ているのだと思いますが。もちろん検証だっているいろいろなやり方があると思いますが、昔、国民生活センターが独法改革でつぶされそうになった時に私はいたので、国センの政策評価を出せと言われてまして30億の予算を使ってそれ以上に国民に貢献をしているのかを検証しろと言われてました。いろいろやりましたがなかなか難しいんですよ。道路一本作ればその分、渋滞が減ってベネフィットがあるというような単純なものではないので。消費生活相談については、確か一度、センターが斡旋に入ったことでどのくらい被害が救済されたかという検証がされてましたよね。それ以上に啓発の効果を量的に図るとするのは非常に難しいですよ。難しいからやらなくて良いということではないと思いますが。審議会もその場、その場で委員は変わってしまいますし、横浜市だけではないですが、継続的に検証していく仕組みはほぼどこにもないですよ。あと問題なのは、ベースが同じではないので。火災が増えている、減っているということではなく、スマホは出てくる新しい手口が出てくるで、20年前に比べて相談件数が倍になっているのは行政がだらしないのかということではないですよ。絶えず時代が動き、土台が動く中での検証は消費者行政としては、非常に難しい部分ですよ。</p>
村委員	<p>消費生活って学校教育だけではないですからね。育っていく中で人生の中でいろんなものを吸収していくわけで、学校教育だけで補えるものではないですよ。</p>
細川委員	<p>城田委員が先ほどおっしゃったように、緊急対策って必要だと思って、2022年は成年になる人が3倍に増えるわけですよ。悪質業者としては狙うかもが3倍になるわけだから、学校としてもリスク管理という面で対策をする必要がありますよね。しかもマルチなんて友達同士で広まっていくわけですから、おっしゃるようにぼーっとしてないで、緊急に初年度は特に成年になる人に対策を取るとか、そういうことしないと爆発的に消費者被害が増えるのではないかと思います。そもそも成人式だって何歳でやるか決まっていないところもありますよね。横浜市はどうするんですか。逗子市と京都市はもう20歳って言ってるんですよ。他はまだ決めていないようです。横浜</p>

	市はどうですか。
教育委員会	いろいろ意見を吸い上げているところです。
細川委員	そうですね。18歳にしてしまうと初年度は3倍の人数になってしまいますもんね。センター試験の前にできるわけがないという意見もありますしね。
田中部会長	緊急対策が必要だということとイベント的に実施して注目してもらうことが必要ではということが城田委員から意見をいただきましたが、具体的に何をやろうかということを出し合いましょうか。
佐藤委員	成人が3倍に増えると被害が3倍になるのではということですが、その対策を家庭科でやるとするとして、教員の方が約20名という中でさらに消費生活分野にあまり詳しくないとすると緊急対策としては、約20名の先生方にどのような消費者被害の実情があるかをみんなで勉強する場を作るといのがもしかしたら画期的なアイデアなのではと思いました。
田中部会長	集中研修のようなイメージでしょうか。
佐藤委員	そのようなイメージを浮かべてしまいました。世の中で起こっている被害などを伝えるというところからかなと思いました。
田中部会長	生徒の受けが良いからと言ってその内容が多く授業で扱われるというのは教員の安易な考えのように思ってしまうのですが、生徒の受けは教育には関係ないですね。
事務局	私たちもアイデアがあるわけではないので、いろいろなアイデアをこの場でいただければと思います。ただ、いただいた内容を現場で受け止められるかというのがありますので、実際にやっていけるかどうかという部分はありますが、まずはご意見をいただければと思います。
細川委員	大学でやっていて受けがいいのは消費者教育支援センターで作っている「悪質商法対策ゲーム」なんです。人生ゲーム版で悪質商法に引っかかっていくという内容なのですが。5人でやるゲームで、学生にやらせていたら学生は「消費生活センターってすごいな」と言ったんですよ。緊急対策として費用を取って、9つの市立高校ですべての生徒が利用するといった機会を取るのも良いのではないのでしょうか。40人学級であれば、8セット必要になりますが、そのような予算措置を講じるのも良いのではないのでしょうか。2022年を迎えるまでにこのゲームをすべての生徒が経験しておくというの



	<p>は難しくないと思います。教材を開発するのは難しいと思いますが、すでにあるものを使うだけなので。</p>
田中部会長	<p>これは、勝ち負けはあるのでしょうか。</p>
細川委員	<p>他人との勝ち負けではなく、幸福度を測るスコアになっています。幸福な人と不幸な人がわかれるというので学生は楽しんでやっています。あとは、クイズ王みたいなものがテレビでも盛んにやっていて流行っていますが、イギリスでは、学校対抗で消費者クイズをトーナメントでやっていてまさに民放のテレビでやっているような感じですよ。横浜市の市立高校でやって賞金でもつければ、盛り上がるかどうかはわかりませんが。</p>
城田委員	<p>楽しく、そんなに難しくなくできるということを少なくとも20名ほどの先生にはお伝えしたいですよ。</p>
佐藤委員	<p>社会科の先生も大歓迎としても良いですよ。</p>
田中部会長	<p>今日配られている教材だけでも随分良くできているんですよ。「カシヨイ消費者」なんて丁寧に書いてあるし、漢字も減らしてはいますが内容的には高校生だって十分ですよ。「お金を払ってもものやサービスを買うことはすべて『契約』であり、大人も子どもも『消費者』なのです。」って高校生はみんな分かっているとは、到底思えないですよ。「自分の都合だけで勝手に契約をなしにすることはできません。」これも分かっているとは思えないし。教材作りっていうのは、使ってもらえないと意味がないので良い教材はもうあるので、教材作りに力を割いてもあまり意味がないですよ。教材を使ってもらおう方法を考えた方が良くと思います。それこそ、強制的に使わせるとか。</p>
細川委員	<p>よく言いますが、環境教育や性教育など学校には配れない冊子などが山ほど積まれている状況もあると思います。いろいろなところで、このような教育をしてほしいという要望があるんだと思うんですよ。</p>
星野委員	<p>強制はできなくても使いたくなるきっかけを作るにはそのゲームは良いかもしれませんね。あくまで配布物は面での教育で。</p>
細川委員	<p>夏休みに高校生が消費生活センターを訪問するようなことをやっていたりするのでしょうか。レポートを書くような。</p>
事務局	<p>やっていないですね。</p>

細川委員	<p>体験型の教育がないから一方的に配って座学でやるよりも体験型でやる方が良いと思うんですね。そういう意味ではこの教材は良いと思います。教員向けの解説もついてますし、裏側に契約とはなにかということも書かれています。</p>
佐藤委員	<p>サイコロを振って進んでいくんですね。</p>
細川委員	<p>そうですね。進んでいくと、いろいろな悪質商法に遭うのですが「消費生活センターに相談する」、「クーリング・オフをする」というカードを途中で手に入れるわけです。悪質商法に遭った場合に、クーリング・オフできる内容でカードを持っていれば減点されないで済み、消費生活センターの重要性やクーリング・オフについて学ぶことができるようになっています。</p>
佐藤委員	<p>危険ゾーンとか幸福ゾーンとかあって、スコアを測るようになっているんですね。ハッピーゾーン、ラッキーゾーン、不幸ゾーンとなっていますね。</p>
細川委員	<p>宝くじに当たったので100ポイントなどもあります。</p>
田中部会長	<p>教材はすでに良い物があるのではないかというお話しをさせていただいたのですが、別紙2の国民生活センターの記事では「字は読まない」などありまして、映像なら見るのではとも思うのですが、映像であれば先生方も楽ですね。行政で作るとなると大変だと思うのですが、民間の団体がいろんな教材を作っていますよね。ああいうのを学校で使うようにしても良いのではと思うのですが。長尾委員いかがでしょうか。</p>
長尾委員	<p>はい。いくつか作っております。昨年作ったのが3ページ目の8にあります「風の惑星～GALE（ゲール）」というDVDで実はこれは、私どもではなく白鷗大学の学生に協力いただいて作ったものです。私どもが作るとどうしても若者目線ではなくなってしまう、つまらないものになってしまうので学生のゼミで作ってもらえれば若者向けとしては良いかなと思い作ってもらいました。その隣の9は私どもが作ったDVDでうけも良いものとなっています。教材として作っているものとしては、黒板に貼って使うものとして2ページ目にあります掲示用のものですか、生徒用のワークブックを作っています。また、4ページ目にもありますように実際にクレジットカードを貸し出していたり、先生の研修会ではお店で使う機器も貸し出しています。</p>
細川委員	<p>クレジットカード見本もあるんですね。生徒分渡すこともできるんですか。</p>
長尾委員	<p>はい。必要に応じて。</p>

城田委員	資料3のアンケートで、クレジットカードの申込書を使っているという回答があり、なかなか良いなと思ったのですが、特定の会社のも使えないしなとも思ったのですが、こういうのをお借りできると良いですね。
長尾委員	このパンフレット自体は、日本教育新聞という先生向けの新聞に同封してもらって申込みを受け付けている状況です。一緒に先生向けの勉強会の開催案内も入れています。やはりお忙しいので、夏休みしか集まってもらえないということで、各地区で先生向けの勉強会を開催しています。クレジットに関するDVDとしては、こちらを使ってもらえれば良いと思います。無料で配布していますので。
田中部会長	他の団体とかもこの手のものを作っていて、労働金庫は多重債務問題のDVDを作っていて、高校生が観ても分かるような内容でしたね。変な傾向のある教材だと学校では使えないでしょうが、無料で使わせてくれる教材を取り寄せて教育委員会ないし消費経済課で観て配布すればコストはかからないし長期的にも短期的にも使えるのかなと思いますね。
事務局	手の届く身近な内容だと思います。
田中部会長	予算はいらないですからね。
事務局	はい。
長尾委員	あとは、先生方の研修会の他、学校へ出向いての講座の場合も必ずアンケートを取るようにしています。生徒からのアンケート結果もあるのでどうい内容の要望があるのかなども把握できるようになっています。
望月委員	質問なのですが、今のご説明の内容はDVDをお借りするといったようなお話だと思うのですが、eラーニングという考え方もあると思って、スマホや自宅のパソコンで日本クレジット協会さんのホームページを検索して教材の閲覧などはできるのでしょうか。
長尾委員	別の内容になりますが、掲載しています。教材自体は閲覧できるかどうかわかりません。
望月委員	今回の教材も閲覧ができると良いですね。何か問題でもあるのでしょうか。
長尾委員	「クレジット入門」などの教材は載せていると思いますが、「風の惑星～GALE（ゲール）」などは閲覧できるかどうかわかりません。

佐藤委員	<p>多分、いろいろな事業者団体さんがこういった教材を作っていると思うのですが、なかなかたくさんありすぎて使ってもらいたいと思っていても使ってもらえていないという状況があると思います。それを横浜市の方でチェックして、「これとこれとこれを使おう」となれば、事業者団体はすごく喜ぶと思います。私は生命保険会社の出身なのですが、生命保険協会も同様に教材などを作っていますが、なかなか利用が進まず、申し出がない、もったいないと言っているわけです。そういったものを使うことで事業者団体が喜ぶのではないかと思います。</p>
長尾委員	<p>先ほどお話しに出ていましたが、パンフレットには一応「家庭科、社会科の先生へ」と記載しています。</p>
田中部会長	<p>時間も近づいてきましたが、まだご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。今日出たアイディアは事務局の方で取りまとめていただくことになると思うのですが、言い残したことがある方はいらっしゃいませんか。ないようでしたら、最後に事務局から、連絡事項ということでよろしく願います。</p>
	<p>2 議題（4） その他</p>
事務局	<p>本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。今後の予定ですが、今行われています第12次の審議会の本会の方が9月から10月の間で開催を予定させていただきたいと思っております。また、施策検討部会につきましては、第3回部会を11月から12月の間で開催させていただきたいと思っております。いずれも後日、日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。施策検討部会の第3回目以降は、冒頭部会長からもお話しがございましたように高校生以上の方を対象とした教育についてのご審議をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
	<p>3 閉会</p>
田中部会長	<p>では、以上で本日の議題はすべて終了しました。 それではこれで、第2回施策検討部会を閉会します。どうも長時間お疲れ様でした。</p>
資 料	<p>議事次第 資料1 第12次横浜市消費生活審議会施策検討部会委員名簿 資料2 若年者の相談分析について 別紙1 平成28年度消費生活相談の動向（抜粋版） 別紙2 2019.6 国民生活 特集「若者の消費者トラブルを防ぐには」 資料3 市立高校家庭科教員へのアンケート結果について</p>

	<p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「社会への扉」(消費者庁作成)、教師用解説書</li><li>・「JUMP UP' 19」(神奈川県作成)、解説書</li><li>・「ぼくもわたしも消費者」(横浜市購入教材)</li><li>・「みんなで目指そう カシコイ消費者」(横浜市購入教材)</li><li>・「中学生もみんな消費者」(横浜市購入教材)</li><li>・「“困ったら” すぐ相談」(横浜市作成)</li><li>・クレジット教育支援活動のご案内(一般社団法人 日本クレジット協会)</li></ul>
--	--